



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成21年10月23日金曜日 第2111号

## ◇ 目 次 ◇ 告 示

- 保安林予定森林(2件)..... 930
- 保安林の指定施業要件の変更に係る揭示..... 931
- 建設業者の営業の停止命令..... 932
- 愛媛県証紙売りさばき人の指定..... 932
- 建設業者の許可の取消し..... 932
- 道路の区域変更(一般国道319号)..... 932
- 道路の供用開始( )..... 933
- 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要..... 933
- 瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等の変更の許可申請の概要..... 939
- 道路の供用開始(一般国道440号)..... 944
- 建設業者の許可の取消し..... 945
- 道路の供用開始(県道長月城辺線)..... 945
- 道路の供用開始(一般国道378号)..... 945
- 道路の区域変更(県道長浜中村線)..... 945
- 道路の供用開始( )..... 945

## 公 告

- 土地の売払い(4件)..... 946
- 准看護師試験の施行..... 950

## 教育委員会訓令

- 愛媛県立学校教育課程基準の一部を改正する訓令..... 950

## 選挙管理委員会告示

- 政治団体の設立の届出..... 952
- 政治団体の届出事項の異動の届出..... 952
- 政治団体の解散の届出..... 954
- 資金管理団体の届出..... 954
- 資金管理団体の解散等の届出..... 954
- 資金管理団体の届出事項の異動の届出..... 954

## 告 示

### ○愛媛県告示第1285号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成21年10月23日

愛媛県知事 加戸守行

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所  
西条市黒瀬字円山乙1063の1(次の図に示す部分に限る。)、  
乙818の107
- (2) 指定の目的  
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字丸山乙818の107(次の図に示す部分に限る。)、乙1063の1
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

### 2(1) 保安林予定森林の所在場所

新居浜市立川町589の2・590の2(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、583の1、583の2、583の6、585の1から585の5まで、586の1から586の3まで、588、590の1、610の1、610の2、626の1、626の2

### (2) 指定の目的

土砂の流出の防備

### (3) 指定施業要件

#### ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
立川町583の2、586の1、589の2、590の1、626の2
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び限度  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### ○愛媛県告示第1286号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成21年10月23日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 保安林予定森林の所在場所  
南宇和郡愛南町小山2145
- 2 指定の目的  
水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び愛南町役場に備え置いて縦覧に供する。)



○愛媛県告示第1287号

保安林の指定施業要件の変更(平成21年9月愛媛県告示第1152号)に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を今治市役所の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成21年10月23日

愛媛県知事 加戸守行

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備 考
今治市玉川町龍岡上字タニノクチ道下丙244	住所不明 田鍋 サラ	森林所有者
今治市玉川町龍岡上字タニノクチ道下丙247、字岩門丁430	今治市玉川町龍岡上丙122 田鍋 富夫	〃
今治市玉川町龍岡上字タニノクチ道下丙252、字ヒロセ丙283	住所不明 門田 嘉太郎	〃
今治市玉川町龍岡上字タニノクチ道下丙254	住所不明 田鍋 芳太郎	〃
今治市玉川町龍岡上字タニノクチ道下丙255、字ヒロセ丙282	今治市日吉甲382-1 田鍋 積	〃
今治市玉川町龍岡上字ヒロセ丙276、字下谷丁454の18	住所不明 福田 喜太郎	〃
今治市玉川町龍岡上字ヒロセ丙277	住所不明 正岡 平太	〃
今治市玉川町龍岡上字ヒロセ丙279、字岩門丁427の19	北条市才之原甲95 井門 淳	〃
今治市玉川町龍岡上字ヒロセ丙284、字下谷丁454の19	今治市玉川町龍岡上丙184 門田 良雄	〃
今治市玉川町龍岡上字ヒロセ丙285、字高橋谷丁445の1	今治市玉川町龍岡上丙122 田鍋 春樹	〃
今治市玉川町龍岡上字藤ヶ峰丁210、字下谷丁454の20	東京都世田谷区大原1-36-11 平尾 雅子	〃
今治市玉川町龍岡上字岩門丁426の14	今治市別宮 福田 兼連	〃
今治市玉川町龍岡上字岩門丁427の7、丁427の10	今治市玉川町龍岡上乙山本 章	〃
今治市玉川町龍岡上字岩門丁427の7、字高橋谷丁445の16、字鳥ヶ谷丁447の17、丁447の19、丁447の20	今治市玉川町龍岡上丙185 田鍋 貞一	〃

今治市玉川町龍岡上字岩門丁427の11	今治市玉川町龍岡上乙194 越智 厚子	〃
今治市玉川町龍岡上字岩門丁428の1、丁428の2	住所不明 稲田 長吉	〃
今治市玉川町龍岡上字岩門丁428の1	住所不明 稲田 イツヨ	〃
今治市玉川町龍岡上字岩門丁428の2	住所不明 田鍋 政一	〃
今治市玉川町龍岡上字岩門丁433の21	今治市鳥生1238 田窪 一	〃
今治市玉川町龍岡上字ヤゲン谷丁435の19	今治市別宮町381 井上 正一	〃
今治市玉川町龍岡上字太平谷丁436の2	今治市本町208番戸 梶田 博	〃
今治市玉川町龍岡上字ウシガ谷丁438の9	今治市玉川町龍岡上甲122 別府 幸男	〃
今治市玉川町龍岡上字ウシガ谷丁438の9	今治市玉川町龍岡上甲122 別府 公忠	〃
今治市玉川町龍岡上字ウシガ谷丁438の11、丁438の20	松山市鴨川1-2-1 山本 康久	〃
今治市玉川町龍岡上字フキヶ谷丁441の2	住所不明 稲田 辰治	〃
今治市玉川町龍岡上字馬場丁442の3、丁442の19	今治市玉川町龍岡上丙216 稲田 俊雄	〃
今治市玉川町龍岡上字ウトウ谷丁443の9	今治市今治村 稲田 守	〃
今治市玉川町龍岡上字高橋谷丁445の19	今治市玉川町龍岡上丙195 田鍋 鶴男	〃
今治市玉川町龍岡上字鳥ヶ谷丁446の7	今治市玉川町鈍川丙158 森 茂之	〃
今治市玉川町龍岡上字鳥ヶ谷丁446の7	今治市玉川町鈍川丙158 森 久義	〃
今治市玉川町龍岡上字鳥ヶ谷丁446の12	今治市藏敷1284 田鍋 喜興治	〃
今治市玉川町龍岡上字下谷丁454の16	住所不明 田鍋 貞吉	〃
今治市玉川町龍岡上字下谷丁454の23	東京都中野区中野駅前18 吉崎 恵子	〃

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## ○愛媛県告示第1288号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、次のとおり建設業者の営業の停止を命じた。

平成21年10月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可番号	許 可 年月日	商号又は 名 称	代表者氏名	主たる営業所 の 所 在 地	営業の停 止を命じ た年月日	営業の停止を命じ た建設業の種類	営業の停止を 命じた期間	営業の停止を命ずる 原因となった事実
(般-18) 第006295号	平成18年 8月3日	株式会社 大三建設	越智 博和	今治市石井町 一丁目3番36 号	平成21年 10月15日	土木工事業 及び・土工工事業 タイル・れんが・ブロッ ク工事業	平成21年10月23日から 平成21年11月6日まで (15日間)	株式会社大三建設は、平成 20年6月末に建築工事業の専 任技術者が退社したため、建 設業法上の許可要件を満たさ なくなったにもかかわらず、 建築工事業に係る廃業届の提 出を怠り、同年12月に県に提 出した「平成21・22年度建設 工事入札参加資格審査申請 書」において、申請時点で雇 用していない者を自社の技術 者として偽って記載すると ともに、退職した技術者の在職 時のものを添付資料として提 出し、格付けを取得した。

## ○愛媛県告示第1289号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人が指定されたので、愛媛県証紙条例（昭和39年愛媛県条例第8号）第5条第3項の規定により告示する。

平成21年10月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指定番号	売 り さ ば き 人		売りさばき所	指定年月日
	住 所	氏名又は名称		
久第19号	上浮穴郡久万高原町久万212番地	久万高原町	上浮穴郡久万高原町久万212番地	平成20年4月9日

## ○愛媛県告示第1290号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成21年10月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可番号	許 可 年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消 年月日	取り消した 建設業の種類	取消しの原因 となった事実
(般-19) 第13783号	平成19年 8月6日	牧野建築	牧野 博文	今治市上浦町盛2663	平成21年 9月2日	建築工事業	建設業の廃止
(般・特-18) 第823号	平成19年 3月23日	(株)今治組	矢野 利仁	今治市大新田町2-2-50	平成21年 9月8日	建築工事業 管工事業 造園工事業	建設業の廃止（一部）
(特-18) 第1508号	平成18年 7月19日	(株)大旺	越智 雅一	今治市喜田村4-10-25	平成21年 9月14日	管工事業	建設業の廃止（一部）
(般-19) 第10642号	平成19年 9月28日	(有)牧野商会	牧野 彰	新居浜市久保田町1-2-25	平成21年 9月16日	建築工事業	建設業の廃止（一部）

## ○愛媛県告示第1291号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年10月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷地の幅員	延 長	備 考
一般国道	319号	四国中央市新宮町上山3040番10から 同町上山3009番1まで	旧	メートル 5.5～25.0	キロメートル 0.245	
			新	16.8～52.7	0.200	

○愛媛県告示第1292号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
平成21年10月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	319号	四国中央市新宮町上山3040番10から 同町上山3009番1まで	平成21年10月23日

○愛媛県告示第1293号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。  
なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県今治保健所及び今治市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。  
平成21年10月23日

愛媛県今治保健所長 上 田 昭

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名  
太陽石油株式会社  
東京都千代田区内幸町二丁目2番3号  
代表取締役社長 岡 豊
- 事業場の名称及び所在地  
太陽石油株式会社 四国事業所  
今治市菊間町種4070番地2
- 特定施設に関する事項  
(1) 第2脱塩槽 (No.7)

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第51号イ 脱塩施設
特定施設の能力	1日あたり11,153立方メートル
工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	平成22年7月31日
使用開始の予定年月日	完成後直ちに
特定施設の使用時間間隔	連続
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間
特定施設の使用の季節的変動の概要	無し

特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 8.0 最大 6.0～8.5
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 106 最大 186
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 43 最大 84
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 13 最大 22
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.1 最大 0.2
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）		通常 1.671 最大 1.695

(2) 第2脱塩槽 (No.10)

特定施設の種類	政令別表第1第51号イ 脱塩施設	
特定施設の能力	1日あたり5,093立方メートル	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	平成22年7月31日	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 7.5 最大 6.5～8.5
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 103 最大 138
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 103 最大 161

	窒素含有量 (単位 1リットル につきミリグラム)	通常 16 最大 19
	りん含有量 (単位 1リットル につきミリグラム)	通常 0.2 最大 0.3
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 898 最大 1,168

(3) 原料油供給槽 (No.16)

特定施設の種類	政令別表第1第51号ハ 脱硫施設	
特定施設の能力	1日あたり2,070立方メートル	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	平成22年7月31日	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度 (水素指数)	通常 5.0~9.0 最大 5.0~9.0
	化学的酸素要求量 (単位 1リットル につきミリグラム)	通常 0.5 最大 0.5
	浮遊物質量 (単位 1リットル につきミリグラム)	通常 1.0未満 最大 1.0未満
	窒素含有量 (単位 1リットル につきミリグラム)	通常 0.1 最大 0.1
	りん含有量 (単位 1リットル につきミリグラム)	通常 0.02 最大 0.02
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 0 最大 15	

(4) 分離塔還流槽 (No.17)

特定施設の種類	政令別表第1第51号ハ 脱硫施設	
特定施設の能力	1日あたり1,270立方メートル	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	平成22年7月31日	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無し	

特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度 (水素指数)	通常 5.0~9.0 最大 5.0~9.0
	化学的酸素要求量 (単位 1リットル につきミリグラム)	通常 0.5 最大 0.5
	浮遊物質量 (単位 1リットル につきミリグラム)	通常 1.0未満 最大 1.0未満
	窒素含有量 (単位 1リットル につきミリグラム)	通常 0.1 最大 0.1
	りん含有量 (単位 1リットル につきミリグラム)	通常 0.02 最大 0.02
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 0 最大 7	

(5) 水添脱硫製品分離槽 (No.18)

特定施設の種類	政令別表第1第51号ハ 脱硫施設	
特定施設の能力	1日あたり1,490立方メートル	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	平成22年7月31日	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度 (水素指数)	通常 5.0~9.0 最大 5.0~9.0
	化学的酸素要求量 (単位 1リットル につきミリグラム)	通常 0.5 最大 0.5
	浮遊物質量 (単位 1リットル につきミリグラム)	通常 1.0未満 最大 1.0未満
	窒素含有量 (単位 1リットル につきミリグラム)	通常 0.1 最大 0.1
	りん含有量 (単位 1リットル につきミリグラム)	通常 0.02 最大 0.02
	汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 96 最大 96

(6) スタビライザー還流槽 (No.19)

特定施設の種類	政令別表第1第51号ハ 脱硫施設	
特定施設の能力	1日あたり260立方メートル	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	平成22年7月31日	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	

特定施設の使用の季節的変動の概要	無し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度 (水素指数)	通常 5.0~9.0 最大 5.0~9.0
	化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.5 最大 0.5
	浮遊物質量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.0未満 最大 1.0未満
	窒素含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.1 最大 0.1
	りん含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.02 最大 0.02
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 0 最大 10	

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) 1 C P I (No. 4)

設置年月日	昭和46年2月28日		
処理施設の種類	浮上分離		
処理施設の型式	C P I オイルセパレーター		
処理施設の構造	コンクリート製		
処理施設の主要寸法	縦0.5メートル、横5.9メートル、高さ3.9メートル		
処理施設の能力	1日当たり1,440立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	浮上分離		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	無し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度 (水素指数)	通常 7.4 最大 6.4~8.4	通常 7.4 最大 6.4~8.4
	化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 53.7 最大 80.3	通常 16.2 最大 24.1
	浮遊物質量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 51.4 最大 90.7	通常 51.4 最大 90.7
	窒素含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10.0 最大 12.7	通常 1.0 最大 1.4
	りん含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.8 最大 0.8	通常 0.7 最大 0.7
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 512 最大 589	通常 512 最大 589	

(2) 4 C P I (No. 7)

設置年月日	昭和56年8月15日		
処理施設の種類	浮上分離		
処理施設の型式	C P I オイルセパレーター		

処理施設の構造	コンクリート製		
処理施設の主要寸法	縦5メートル、横5.9メートル、高さ3.9メートル		
処理施設の能力	1日当たり1,440立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	浮上分離		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	無し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度 (水素指数)	通常 8.5 最大 7.0~9.5	通常 8.5 最大 7.0~9.5
	化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 74.4 最大 135.2	通常 37.2 最大 67.6
	浮遊物質量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 18.8 最大 35.7	通常 1.2 最大 2.3
	窒素含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 6.9 最大 11.8	通常 0.7 最大 1.2
	りん含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.6 最大 0.6	通常 0.5 最大 0.6
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 1,296 最大 1,343	通常 1,296 最大 1,343	

(3) 凝集沈殿処理装置 (No.13)

設置年月日	平成8年5月31日		
処理施設の種類	物理処理		
処理施設の型式	凝集沈殿処理		
処理施設の構造	スチール製		
処理施設の主要寸法	縦3.5メートル、横5.1メートル、高さ7メートル		
処理施設の能力	1日当たり1,500立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	凝集沈殿		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	無し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度 (水素指数)	通常 9.0 最大 6.0~9.5	通常 7.5 最大 7.0~8.5
	化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 35.1 最大 63.2	通常 20.3 最大 36.6
	浮遊物質量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5.7 最大 12.6	通常 1.0未満 最大 1.0未満
	窒素含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 30.7 最大 37.2	通常 6.2 最大 7.4

りん含有量 (単位 1リットル につきミリグラム)	通常 1.0 最大 1.5	通常 0.9 最大 1.3
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 861 最大 967	通常 861 最大 967

(4) 活性炭処理装置 (No.14)

設置年月日	平成8年5月31日		
処理施設の種類	物理処理		
処理施設の型式	活性炭吸着処理		
処理施設の構造	スチール製		
処理施設の主要寸法	直径3.2メートル、高さ9.3メートル		
処理施設の能力	1日当たり1,500立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	活性炭吸着処理		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	無し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度 (水素指数)	通常 7.5 最大 7.0~8.5	通常 7.5 最大 7.0~8.5
	化学的酸素要求量 (単位 1リットル につきミリグラム)	通常 20.3 最大 36.6	通常 16.3 最大 29.3
	浮遊物質 (単位 1リットル につきミリグラム)	通常 1.0未満 最大 1.0未満	通常 1.0未満 最大 1.0未満
	窒素含有量 (単位 1リットル につきミリグラム)	通常 6.2 最大 7.4	通常 2.0 最大 2.5
	りん含有量 (単位 1リットル につきミリグラム)	通常 0.9 最大 1.3	通常 0.7 最大 1.1
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 861 最大 967	通常 861 最大 967	

(5) 4FWU (No.16)

工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	平成22年7月31日
使用開始の予定年月日	完成後直ちに
処理施設の種類	蒸留処理
処理施設の型式	排水ストリップパー
処理施設の構造	スチール製
処理施設の主要寸法	直径1.7、2.5メートル、高さ32.4メートル
処理施設の能力	1日当たり1,200立方メートル処理

汚水等の処理の方式	蒸留処理		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	無し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度 (水素指数)	通常 7.0~8.9 最大 7.0~8.9	通常 8.0~9.0 最大 8.0~9.0
	化学的酸素要求量 (単位 1リットル につきミリグラム)	通常 401.0 最大 404.7	通常 381.0 最大 381.0
	浮遊物質 (単位 1リットル につきミリグラム)	通常 18.1 最大 18.2	通常 18.0 最大 18.0
	窒素含有量 (単位 1リットル につきミリグラム)	通常 598.0 最大 603.6	通常 47.0 最大 47.0
	りん含有量 (単位 1リットル につきミリグラム)	通常 0.02 最大 0.02	通常 0.02 最大 0.02
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 698 最大 982	通常 698 最大 982	

(6) ME-9873 (No.18)

工事の着手予定年月日	許可後直ちに		
工事の完成予定年月日	平成22年6月30日		
使用開始の予定年月日	完成後直ちに		
処理施設の種類	物理処理		
処理施設の型式	凝集沈殿処理		
処理施設の構造	鉄製		
処理施設の主要寸法	縦3.5メートル、横1.3メートル、高さ4.3メートル		
処理施設の能力	1日当たり960立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	凝集沈殿		
処理施設の使用時間間隔	24時間		
処理施設の1日当たりの使用時間	連続		
処理施設の使用の季節的変動の概要	無し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度 (水素指数)	通常 7.0~9.8 最大 7.0~9.8	通常 6.0~8.0 最大 6.0~8.0
	化学的酸素要求量 (単位 1リットル につきミリグラム)	通常 100.0 最大 100.0	通常 100.0 最大 100.0
	浮遊物質 (単位 1リットル につきミリグラム)	通常 120.0 最大 120.0	通常 25.0 最大 25.0
	窒素含有量 (単位 1リットル につきミリグラム)	通常 6.0 最大 6.0	通常 6.0 最大 6.0

りん含有量 (単位 1リットル につきミリグラム)	通常 0.02 最大 0.02	通常 0.02 最大 0.02
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 600 最大 600	通常 576 最大 576

(7) T - 9875 A / B / C / D (No.19)

工事の着手予定年月日	許可後直ちに		
工事の完成予定年月日	平成22年 6月30日		
使用開始の予定年月日	完成後直ちに		
処理施設の種類	生物処理		
処理施設の型式	生物処理		
処理施設の構造	鉄筋コンクリート製		
処理施設の主要寸法	縦22.3メートル、横7.15メートル、高さ5メートル		
処理施設の能力	1日当たり1,200立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	生物処理		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	無し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度 (水素指数)	通常 6.0~8.0 最大 6.0~8.0	通常 6.0~8.0 最大 6.0~8.0
	化学的酸素要求量 (単位 1リットル につきミリグラム)	通常 55.8 最大 67.6	通常 19.0 最大 23.0
	浮遊物質量 (単位 1リットル につきミリグラム)	通常 10,000 最大 10,000	通常 10,000 最大 10,000
	窒素含有量 (単位 1リットル につきミリグラム)	通常 11.9 最大 13.1	通常 11.3 最大 12.5
りん含有量 (単位 1リットル につきミリグラム)	通常 0.8 最大 0.8	通常 1.6 最大 1.6	
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 904 最大 1,068	通常 904 最大 1,068	

(8) T - 9876 A / B / C / D (No.20)

工事の着手予定年月日	許可後直ちに		
工事の完成予定年月日	平成22年 6月30日		
使用開始の予定年月日	完成後直ちに		
処理施設の種類	生物処理		
処理施設の型式	生物処理		
処理施設の構造	鉄筋コンクリート製		

処理施設の主要寸法	縦22.3メートル、横7.15メートル、高さ5メートル		
処理施設の能力	1日当たり1,200立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	生物処理		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	無し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度 (水素指数)	通常 6.0~8.0 最大 6.0~8.0	通常 6.0~8.0 最大 6.0~8.0
	化学的酸素要求量 (単位 1リットル につきミリグラム)	通常 55.8 最大 67.6	通常 19.0 最大 23.0
	浮遊物質量 (単位 1リットル につきミリグラム)	通常 10,000 最大 10,000	通常 10,000 最大 10,000
	窒素含有量 (単位 1リットル につきミリグラム)	通常 11.9 最大 13.1	通常 11.3 最大 12.5
りん含有量 (単位 1リットル につきミリグラム)	通常 0.8 最大 0.8	通常 1.6 最大 1.6	
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 904 最大 1,068	通常 904 最大 1,068	

(9) ME - 9878 A / B / C / D / E (No.21)

工事の着手予定年月日	許可後直ちに		
工事の完成予定年月日	平成22年 6月30日		
使用開始の予定年月日	完成後直ちに		
処理施設の種類	物理処理		
処理施設の型式	膜分離処理		
処理施設の構造	チューブラー膜クロスフロー方式		
処理施設の主要寸法	縦4メートル、横1メートル、高さ4.5メートル		
処理施設の能力	1日当たり2,400立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	膜分離処理		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	無し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度 (水素指数)	通常 6.0~8.0 最大 6.0~8.0	通常 6.0~8.0 最大 6.0~8.0
	化学的酸素要求量 (単位 1リットル につきミリグラム)	通常 19.0 最大 23.0	通常 19.0 最大 23.0



浮遊物質 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10,000 最大 10,000	通常 1.0未満 最大 1.0未満
窒素含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 11.3 最大 12.5	通常 11.3 最大 12.5
りん含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.6 最大 1.6	通常 1.6 最大 1.6
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 1,808 最大 2,135	通常 1,808 最大 2,135

(10) V - 9879 A / B (No.22)

工事の着手予定年月日	許可後直ちに		
工事の完成予定年月日	平成22年6月30日		
使用開始の予定年月日	完成後直ちに		
処理施設の種類	物理処理		
処理施設の型式	活性炭吸着処理		
処理施設の構造	鉄製、FRPライニング製		
処理施設の主要寸法	内径3.2メートル、高さ6.1メートル		
処理施設の能力	1日当たり2,200立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	活性炭吸着処理		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	無し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度 (水素指数)	通常 6.0~8.0 最大 6.0~8.0	通常 6.0~8.0 最大 6.0~8.0
	化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 19.0 最大 23.0	通常 7.0 最大 7.0
	浮遊物質 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.0未満 最大 1.0未満	通常 1.0未満 最大 1.0未満
	窒素含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 11.3 最大 12.5	通常 11.3 最大 12.5
りん含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.6 最大 1.6	通常 1.6 最大 1.6	
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 1,808 最大 2,135	通常 1,808 最大 2,135	

(11) V - 9880 A / B (No.23)

工事の着手予定年月日	許可後直ちに		
工事の完成予定年月日	平成22年6月30日		
使用開始の予定年月日	完成後直ちに		

処理施設の種類	物理処理		
処理施設の型式	活性炭吸着処理		
処理施設の構造	鉄製、FRPライニング製		
処理施設の主要寸法	内径2.2メートル、高さ4.3メートル		
処理施設の能力	1日当たり800立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	活性炭吸着処理		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	無し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度 (水素指数)	通常 6.0~8.6 最大 6.0~8.6	通常 6.0~8.6 最大 6.0~8.6
	化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 20.0 最大 20.0	通常 16.5 最大 16.5
	浮遊物質 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 20.0 最大 20.0	通常 20.0 最大 20.0
	窒素含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 22.0 最大 22.0	通常 22.0 最大 22.0
りん含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.02 最大 0.02	通常 0.02 最大 0.02	
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 607 最大 785	通常 607 最大 785	

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) No. 1工場排水

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度 (水素指数)	通常 8.0 最大 7.0~8.5
	化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.6 最大 2.3
	浮遊物質 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.9 最大 2.9
	窒素含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.8 最大 1.9
	りん含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.2 最大 0.2
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 37.181 最大 41.977	

(2) No. 2工場排水

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度 (水素指数)	通常 8.0 最大 7.0~8.5
	化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3.3 最大 4.4
	浮遊物質 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2.0 最大 2.9

	窒素含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.0 最大 2.2
	りん含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.2 最大 0.2
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 19.622 最大 24.809

(3) No. 3工場排水

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度 (水素指数)	通常 8.0 最大 7.0~8.5
	化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.9 最大 3.0
	浮遊物質 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.9 最大 3.0
	窒素含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.8 最大 1.3
	りん含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.2 最大 0.2
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 52.939 最大 70.896

(4) No. 4工場排水

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度 (水素指数)	通常 8.0 最大 7.8~8.3
	化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.5 最大 2.0
	浮遊物質 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.0 最大 2.0
	窒素含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.6 最大 1.4
	りん含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.2 最大 0.2
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 49,017 最大 59,689

(5) No. 5工場排水

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度 (水素指数)	通常 8.0 最大 7.0~8.5
	化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.9 最大 3.7
	浮遊物質 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.4 最大 2.4
	窒素含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.9 最大 2.1
	りん含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.2 最大 0.2
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 96,895 最大 122,980

備考 その他に雨水排水口が2箇所ある。

○愛媛県告示第1294号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県今治保健所及び今治市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成21年10月23日

愛媛県今治保健所長 上 田 昭

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名  
太陽石油株式会社  
東京都千代田区内幸町二丁目2番3号  
代表取締役社長 岡 豊
- 事業場の名称及び所在地  
太陽石油株式会社 四国事業所  
今治市菊間町種4070番地2
- 特定施設の種類  
水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1第37号口、第51号イ、ロ、ハ及び第70号
- 変更しようとする事項の内容  
特定施設の原材料の使用量及び汚水等の量並びに排出水の汚染状態の変更
- 特定施設に関する事項  
(1) 第1脱塩槽 (No. 6)

	変 更 前	変 更 後
原材料の種類及び1日当たりの使用量	原油 1日当たり9,378キロリットル、エマルジョンプレーカー 1日当たり491リットル	原油 1日当たり11,131キロリットル、エマルジョンプレーカー 1日当たり89リットル
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 359 最大 376	通常 553 最大 561

(2) 第1脱塩槽 (No. 9)

	変 更 前	変 更 後
原材料の種類及び1日当たりの使用量	原油 1日当たり4,770キロリットル、水酸化ナトリウム(10パーセント) 1日当たり166リットル、エマルジョンプレーカー 1日当たり8リットル	原油 1日当たり5,088キロリットル、エマルジョンプレーカー 1日当たり41リットル
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 143 最大 151	通常 254 最大 331

6 汚水等の処理施設に関する事項

(1) 既設分

ア 1FWU (No. 1)

処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	変 更 前		変 更 後	
		処理前	処理後	処理前	処理後
	化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 657 最大 702	通常 79 最大 84	通常 776.8 最大 863.5	通常 22.5 最大 24.9